



府食第726号

平成25年9月5日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

肥料・飼料等専門調査会

座長 唐木 英明

微生物・ウイルス専門調査会

座長 渡邊 治雄

薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成15年12月8日付け15消安第3979号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項のうち、クエン酸モランテルについての審議結果を下記のとおり報告します。

記

今回意見を求められたクエン酸モランテルについて、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないこと及び飼料添加物又は動物用医薬品として家畜等に給与又は投与されても家畜等において薬剤耐性菌を選択したという知見がないことから、本物質が薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられる。

抗菌活性を示さない成分の薬剤耐性菌に関する評価の考え方について

1. 飼料安全法上、「飼料添加物として認められる抗菌性物質製剤」の効果については、「飼料添加物の評価基準の制定について（平成4年3月16日4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通達）」の中で「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期における生産性の低下の防止」とあり、病原寄生生物には、細菌、原虫及び寄生虫が含まれることから、一般的に抗菌活性を示さない物質についても抗菌性飼料添加物として指定されている。
2. そのため、平成15年に食品安全基本法第24条第3項に基づき、農林水産省から薬剤耐性菌による影響について諮問された飼料添加物及びそれと同一又は同系統の動物用医薬品の成分には、抗原虫剤又は駆虫剤であり、薬剤耐性菌評価の対象とならない抗菌活性を示さないもの（アンプロリウム、エトパベート、クエン酸モランテル、デコキネート及びナイカルバジン。以下、「駆虫剤等」という。）が含まれている。
3. 今般、これらの駆虫剤等についてリスク管理機関から抗菌スペクトル等に関する資料が提出され（デコキネートを除く。）、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないことが確認され、家畜等に給与又は投与されても薬剤耐性菌が選択されたという知見がないことから、これらがハザードとなる薬剤耐性菌を選択する可能性がないと考えられる。